

令和8年度 第1回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会会議録

1 開催日時 令和8年6月22日（月）午後1時30分～午後2時

2 開催場所 京丹後市峰山庁舎2号館 3階 231・232・233会議室

3 出席者氏名

(1) 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員（27人）

上村嘉宏委員、梅田豊子委員、香川龍法委員、櫛田啓委員、富岡多津恵委員、
本城昌彦委員、室田邦枝委員、
稲生弘美委員、梅本修委員、佐々木伸二委員、中山美穂委員、堀田多規子委員、
安井俊雄委員、和田茜委員

梅田和幸委員、小森明美委員、城下直子委員、仲原裕司委員、藤村信行委員、
三川たづ子委員

小谷美紀委員、小牧裕昭委員、志月友美委員、土出尉恵委員、山添博史委員、
和田直子委員、渡邊明子委員

※欠席3人（大槻美穂子委員、家谷美穂子委員、上田誠委員）

(2) 事務局

健康長寿福祉部 部長 中西陽一、

健康長寿福祉部生活福祉課 課長 山副ゆかり、企画民生係長 藤野泰嗣

健康長寿福祉部健康推進課 課長 藤村綾、主任保健師 山尾百代

健康長寿福祉部障害者福祉課 課長 平林智子、課長補佐 志水直美

健康長寿福祉部長寿福祉課 課長 中江孝吏、課長補佐 野村寛子

4 議 題

(1) 開会

(2) 委嘱通知書の交付

(3) 市長あいさつ

(4) 委員紹介

(5) 議事

- ア 会長及び副会長の選任
- イ 会長あいさつ
- ウ 健康と福祉のまちづくりの諮問について
- エ 諮問内容の説明について

(6) その他

(7) 閉会

《配布資料》

- 資料1 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員名簿
- 資料2 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例
- 資料3 京丹後市健康と福祉のまちづくりについて（諮問）
- 資料4 「第5次地域福祉計画」「第4次健康増進計画」
「第10期高齢者保健福祉計画」「第8期障害福祉計画」の策定について

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人 0人

7 要 旨

《議事経緯》

事務局 ただいまから第1回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会を開会します。
本日は、御多忙にもかかわらず、御出席をいただきありがとうございます。
私は、本日の司会を担当させていただきます健康長寿福祉部長の中西です。
どうぞよろしくお願いいたします。

● 委嘱通知書の交付

事務局 初めに京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員の委嘱通知書の交付を行います。

本来であれば、この場で皆さま方お一人ずつに直接委嘱通知書を交付させていただくべきところですが、時間の関係で、代表の方1名とさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

委嘱通知の交付につきましては中山市長が行います。

お受けいただく代表委員には、渡邊明子様をお願いしたいと存じます。

それでは、市長、渡邊様、正面に移動をお願いします。

（市長から渡邊委員へ委嘱通知書を交付）

以上で委嘱通知の交付を終了させていただきます。他の委員の皆さまには自席に委嘱通知を置かせていただいております。任期は1年間となりますので、よろしくお願いします。

開会に当たりまして、中山泰京丹後市長から御挨拶を申し上げます。

● 市長あいさつ

市長 本日は、第1回健康と福祉のまちづくり審議会に、御多忙にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

日頃から、健康と福祉のまちづくりの分野をはじめ、それぞれの立場を通じて、大変お世話になっております。感謝申し上げます。

さて、諸物価高騰、あるいは様々な資材が入らないという状況が長く続いており、住民生活の様々な分野に影響が出続けている中、政府におかれても様々な形で対策を執っていただいている、あるいはさらに執り始められている中で、本市におきましても様々な形で政府からの交付金も活用しながら対応を引き続き執っていかねばならないと思っております。

そして、その上でさらに大切なことは、住民の生活の負担をできる限り少なくすること、仮に負担が住民の皆さまの生活に及んだとしても、それらをしっかりとセーフティネットとして受け止めながら福祉の取組を広げ、住民の皆さまの生活への負担ができる限り少なくなるよう政策的な留意を払っていくということが大切であり、同時にそのような中であっても、健康で生き活きた生活を送っていただけるような健康づくりの取組を改めてチェックして、しっかりと広げて、さらにはそのような生活の厳しさが人と人との、人権などの問題に及ぶことが無いよう、配慮をしっかりとし、障害のあるないにかかわらず、誰もが互いに手を取り合って、生かし生かされ合って、支え助け合って、活力が育まれるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、今の状況が不況を招かないような取組を進めると同時に、仮にそのよ

うなことがあっても、先程申しましたとおり、様々な健康と福祉の様々な分野での取組を改めて点検し、対処していくということが、今とても大切な時期を迎えていると考えています。

そのような中で、本市の計画である地域福祉計画、健康増進計画、高齢者保健福祉計画、そして障害福祉計画を改めて次期計画として見直していくという時期でありますので、この大切な時期にそれぞれの計画の連携等も念頭に置きながら、計画づくり、見直しを進めていただきたいと思います。

その上で、皆さまには様々なご負担をお掛けしますが、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

お世話になりますが、どうぞよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。

それでは御出席の皆さまの御紹介をさせていただきます。

順にお名前を呼ばさせていただきますので、その場でお返事をお願いします。

(委員を順番に紹介)

この他に、大槻美穂子様、家谷美穂子様、上田誠様の3人から、本日ご欠席の連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

次に審議会の事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員を順番に紹介)

以上が事務局となります、よろしくお願いします。

● 会議録署名委員の指名

事務局 それでは、議事に入る前に本日の審議会における会議録署名委員を決定したいと思います。

これにつきましてはこちらから指名をさせていただきたいと思うのですがそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 異議なしとのことですので、こちらから指名させていただきます。

健康づくり推進部会の和田茜様、よろしくお願いします。

● 議事

① 会長及び副会長の選任

事務局 それでは議事に入ります。

最初に次第の５の議事の「(1) 会長及び副会長の選任」に進ませていただきます。

会長と副会長の選任については、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例第５条第１項と第２項の規定により、「委員の互選により決める」ことになっていますが、どなたか立候補はございますでしょうか。

いかが、取り計らいましょうか、お伺いします。

特になければ、事務局から案をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

事務局 会長に本城昌彦様、副会長に上田誠様にお願いしたく思います。

事務局 事務局より、会長に本城昌彦様、副会長に上田誠様と提案がございましたが、皆様の拍手でご確認いただきたいと存じます。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。

会長に本城昌彦様、副会長に上田誠様を決定させていただきました。本城様、上田様、よろしくお願いします。

会長の職を努めていただきます本城様には、会長席へ移動をお願いします。

(会長及び副会長席に移動)

② 会長あいさつ

事務局 会長の本城様から、会長就任に当たりまして、御挨拶をいただきたいと思います。本城様、よろしくお願いします。

会長 ただいまご紹介いただきました本城でございます。

会長の大役を仰せつかりました。責任の重さに身の引き締まる思いですが、皆様と共に京丹後市の未来を支える重要な計画の策定に携われることを光栄に感じております。

市長のご挨拶にもありましたとおり、現在、本市が直面する課題に対し、健康と福祉の施策を一体的に推進し、地域共生社会を実現することは極めて重

要です。

今回策定する４つの計画は、市民生活を支える不可欠な柱です。互いに連携し、実効性の高い計画となるよう、皆様の専門的な見地から、活発かつ建設的なご議論をお願いしたく存じます。

皆様のお力添えをいただきながら、本審議会が実り多きものとなりますよう努めてまいります。どうぞよろしくお願い致します。

③ 健康と福祉のまちづくりの諮問について

事務局 ありがとうございました。

続きまして、議事の「(3) 健康と福祉のまちづくり」について市長から諮問をさせていただきます。

それでは市長、本城会長様は、正面に移動をお願いします。

(市長から会長に諮問)

事務局 ありがとうございました。

市長につきましては、次の公務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

④ 諮問内容の説明について

事務局 以後の会議の進行につきましては、審議会条例第６条第１項により「会長が会議の議長となる」となっておりますので、会長に進行をお願いしたいと思います。

本城会長よろしくお願いします。

会 長 議事５の(4)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 先ほど市長から諮問させていただいた資料３の「京丹後市健康と福祉のまちづくり」につきまして、補足説明をさせていただきます。

諮問の内容は資料３の２ページ目に概要を記載しておりますが、その詳細を資料４で整理しました。資料４をご覧ください。

まず、今回の策定において特に重要な「１.計画の位置付けと期間」についてご説明します。

資料の年表をご覧ください。本市のあらゆる計画は、上位計画である「総合

計画」の実現に向けた実行プランとして位置付けられております。

今回、着色して示しております4つの計画は、今後の本市福祉・保健施策の中核を担うものであり、これらには「相互に連携した整合性のある計画体系を築く」という大きな方向性がございます。

年表でお示した通り、これら各計画は策定期間や根拠法が異なりますが、いずれも今年度末で現行計画が終了します。各計画が独立して進むのではなく、分野横断的に情報を共有し、施策の重複を避けることで、限られたリソースの中で最大限の成果を生み出すことを目指してまいります。

次に、資料の「2. 策定する計画の概要」についてご説明します。

左上の「第5次京丹後市地域福祉計画」をご覧ください。

本計画は、本市における地域福祉推進の基本となるものであり、総合計画の地域福祉分野における基本計画として位置付けております。

本計画の大きな特徴は、これまで個別に策定しておりました「重層的支援体制整備実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的なものとして包含し、策定する点にあります。

現在、少子高齢化や核家族化の進行、地域住民のつながりの希薄化やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しております。それに伴い、福祉ニーズも増大・複雑・複合化しており、既存の分野ごとの縦割り対応では、解決が困難なケースも散見されます。

このような現状を踏まえ、本計画では、属性を問わない「相談支援」、「参加支援」、「権利擁護」の取り組みを地域福祉の基盤として統合・整理したいと考えております。

高齢、障害、子ども、生活困窮といった各分野が連携し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

なお、本計画の推進にあたっては、他の福祉個別計画との整合性を図ることはもちろん、社会福祉協議会をはじめ、関係機関・各種団体、そして自治会の皆様とより一層協働して取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、第5次京丹後市地域福祉計画の概要説明とさ

せていただきます。

事務局　続きまして、第4次京丹後市健康増進計画について補足説明をさせていただきます。

資料4の中ほどの「第4次京丹後市健康増進計画」をご覧ください。

本計画は、「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的なものとして包含し策定しております。

健康増進計画は、市民一人ひとりが、生涯にわたり健やかで心豊かに生活できるよう、生活習慣病の発症予防・重症化予防をはじめ、健康づくりのための環境整備や社会全体で健康を支える仕組みづくりを総合的かつ計画的に推進する計画です。

食育推進計画は、食を通じて心身の健康の維持・増進を図るとともに、望ましい食習慣の定着や食文化の継承、地産地消の推進など、健全な食生活の実現に向けた取組を総合的に推進する計画です。

現在、少子高齢化のさらなる進行に加え、生活習慣の多様化やデジタル化の進展により、運動不足や栄養の偏り、睡眠不足といった生活習慣の乱れが課題となる一方で、糖尿病等の生活習慣病の予防に加え、フレイルや認知症予防、さらにはこころの健康づくりなど、健康課題はより多様化・複雑化しております。

このような現状を踏まえ、生活習慣病の発症予防と重症化予防を継続しつつ、若い世代から高齢者まで世代の特性に応じたきめ細かな健康づくりや市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域、学校、職域、関係機関が連携し、社会全体で健康を支える環境づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

なお、本計画の推進にあたりましては、国の基本方針や府の計画、他の健康や福祉の個別計画との整合性を図ることはもちろん、保健所をはじめ、関係機関・各種団体、庁内の関連する部局とも一層協働して取り組んでまいる所存です。

以上、簡単ではございますが、第4次京丹後市健康増進計画の概要説明とさせていただきます。

事務局　続きまして、高齢者保健福祉計画について説明をさせていただきます。

資料4の左下の「第10期京丹後市高齢者保健福祉計画」をご覧ください。

この計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」、認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」の3つの法定計画を一体的に作成するものです。

老人福祉計画は、高齢者の福祉の増進に関する計画となっており、具体的には、高齢者の健康づくりやいきがいくづくり、住まいや移動手段の確保、認知症高齢者やその家族への支援策など、京丹後市の高齢者福祉全般についての方針や取組内容を盛り込むことになります。

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画ということで、デイサービスやヘルパーサービス、ショートステイ、特別養護老人ホームなどの介護サービスにおける利用見込みをもとに算出した事業量の見込みや施設整備の方針を盛り込んだ内容となります。見込んだサービスの事業量から地域に不足する介護サービスを把握し、施設整備の必要性を検討したり、介護保険料の額を算定したりすることになります。

認知症施策推進計画は、認知症になっても、その人らしく安心して暮らせる地域社会を作るための、総合的な取組を明らかにするもので、認知症の本人やその家族等に対する支援などを盛り込んだ内容となります。

なお、高齢者保健福祉計画は、国が示す計画策定の指針や都道府県の高齢者保健福祉計画を踏まえて作成することとなっているため、全国の自治体と同じ時期に策定し、計画期間も全国の自治体と同じで、3年となります。

高齢者保健福祉計画の説明は以上です。

事務局 続きまして、第8期京丹後市障害福祉計画です。

資料4の右下の「第8期京丹後市障害福祉計画」をご覧ください。

障害福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保と自立支援給付等の円滑な実施、並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

また、障害者総合支援法におきまして、障害福祉計画と児童福祉法に基づく関連計画について、一体的に策定することができるとされております。これにより、障害福祉分野と児童福祉分野を通じて、切れ目のない連続した支援体制

の構築が可能となっております。

さらに、両法に基づく計画は、それぞれ相互に整合し、調和の保たれた内容であることが求められており、障害のある方のライフステージ全体を通じた一貫した支援を行う観点からも、計画間の連携・整合性の確保が重要とされております。

障害福祉計画は、国の基本指針では3年としており、これに即して、令和9年度から令和11年度までの3年間の計画としております。

第8期京丹後市障害福祉計画の説明は以上です。

事務局 本審議会の今後のスケジュールについてご案内させていただきます。

資料4の2枚目「3スケジュール」をご覧ください。

本審議会の開催スケジュールは、資料上段にお示ししており、3回開催を予定しております。

本日、第1回の審議会を開催させていただき、第2回の審議会は、11月中旬に開催させていただき、計画の中間案についてご審議いただきたいと考えております。

審議会の第1回と第2回の開催の間に、資料に記載のとおり、各部会を、本日この後に開催させていただき第1回の部会を含め4回程度開催させていただき、各計画案の検討を行う予定としております。

そして、第2回の審議会におきまして、中間案をご審議いただいた後、パブリックコメントを実施させていただきます。

パブリックコメントが終わりましたら、そのご意見を踏まえ、各部会におきまして、計画答申案のご審議をいただいた後、第3回の審議회를1月下旬に開催させていただき、その答申案についてご審議をお願いしたいと思います。

ご審議いただきました内容は答申書として、2月上旬に、審議会を代表して会長と副会長から市長に答申をしていただきます。

答申いただきました内容を基に、市の方で計画を策定し、令和9年4月より施行させていただき予定としております。

なお、地域福祉計画の策定と介護保険条例の一部改正には、議会での議決が必要なため、3月議会に上程させていただき、議会でご審議をいただいた後の策定・施行となりますので、申し添えさせていただきます。

審議会の開催日時につきましては、改めて事務局より調整させていただきますので、よろしくお願いします。

会 長 事務局からの説明について、ご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

無いようでしたら、すべての議事が終了しましたので、事務局に進行を戻します。

事 務 局 本城会長、ありがとうございました。

それでは、次第の6その他について事務局よりお願いします。

事 務 局 この審議会のあと、引き続き部会をさせていただきます。

地域福祉部会、高齢者福祉部会、障害者福祉部会、はこの場所で引き続き残っていただきます。この後、部屋を仕切り、231会議室で地域福祉部会、232会議室では高齢者福祉部会、233会議室では障害者福祉部会に分かれて審議をお願いします。健康づくり推進部会は2階222会議室に移動いただき、審議をお願いします。

● 閉会

事 務 局 以上を持ちまして、第1回健康と福祉のまちづくり審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

以 上